第３　携帯無線通信を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領

［１・２　略］

３　無線設備等

［一・一の二　略］

二　電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
１　周波数	１　基地局及び高高度基地局（以下「基地局等」という。）にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局等の指定周波数から任意の１周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。 ［２　略］	［略］
２　スプリアス発射の強度	１　基地局等にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局等の指定周波数から任意の１周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。 ［２～４　略］	［略］

第３　携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル５Ｇの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領

［１・２　同左］

３　［同左］

［一・一の二　同左］

二　［同左］

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
１　［同左］	１　基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の１周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。 ［２　同左］	［同左］
２　［同左］	１　基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の１周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の１周波数を選定して測定する。 ［２～４　同左］	［同左］